

平成25年度 鏡野町放課後児童クラブ入所児童の募集について

平成25年度に放課後児童クラブの利用を希望される方は、以下の内容により入所の手続をお願いします。

1. 入所対象児童

町内の小学校に在籍（予定）し、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね1年生から3年生の児童、又は健全育成上指導を要すると町長が認めた児童。

なお、定員に余裕があれば4年生以上の児童も受け入れます。（この場合の受入順は4年生から順次とします。）

※夏休み等限定の短期及び一時的な利用はできませんが、定員に余裕があれば、夏休みは6月から、冬休みは11月から、春休みは2月から申請書の受付を行います。

2. 放課後児童クラブ名、実施場所及び定員

放課後児童クラブ名	実施場所	定員
南区放課後児童クラブ	鏡野町古川50番地	50
香々美学区放課後児童クラブ	鏡野町香々美828番地	10
大野学区放課後児童クラブ	鏡野町円宗寺825番地	25
鶴喜学区放課後児童クラブ	鏡野町下森原405番地	30
奥津学区放課後児童クラブ	鏡野町女原32番地8	10

3. 入所申込及び決定 提出書類

①利用申請書（申請書は、福祉課・各放課後児童クラブ・各保育園・幼稚園にあります。）

②就労証明書（両親とも必要です。）

受付期間・場所

平成24年12月1日（土）から平成24年12月28日（金）
鏡野町役場福祉課 平日 8時30分～17時15分

各放課後児童クラブ 平日 15時～18時
土曜日 7時30分～18時

入所の決定

平成25年1月下旬までに郵送で通知します。

4. 開所日及び開所時間

曜日	開所時間
平日（月～金曜日）	下校時から午後6時まで
土曜日及び長期休業日	午前7時30分から午後6時まで

5. 休所日

- ①日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ②12月29日から1月3日までの日
- ③8月13日から8月15日までの日
- ④台風等により小学校が臨時休校となった場合

6. 費用

内容	金額	徴収時期等
利用料	月額 10,000円	月末に徴収させていただきます。
保険料	年額 3,800円	おやつ代、文具費等は利用料に含みます。
その他	実費	※利用料の日割り計算はできません。
		児童クラブ共済制度
		（財）児童健全育成推進財団
		（傷害保険料3,600円賠償責任保険料200円）
		遠足等は実費を徴収させていただきます。

お問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課 子育て支援係
電話(0868)54-12986

平成25年4月から

鏡野町の補助事業等の支給基準が一部変わります

平成25年度より、町税をはじめその他使用料の滞納者に対する、町補助事業等の助成の一部制限を予定しています。ご理解、ご協力をお願いします。

町では既に、鏡野町補助金等交付規則や各種補助金交付要綱の一部に、町税をはじめ、その他使用料の滞納者に対する、町補助事業等の助成を一部制限する規定を設けているものもありますが、負担とサービスの平等化と公平性を明確にするため、平成25年度から、対象となる補助事業等の基準を設け、町税をはじめその他使用料の滞納者に対する、町補助事業等の助成を一部制限することといたしました。

【対象となる補助事業等の基準】

個人（世帯）に係る補助金及び助成金、団体の代表者の申請に係るもの、また、町の委託の性格の補助等は除きます。個人給付における健康維持等に係るもの、及び扶助的要素のある補助事業等は除きます。

【滞納の確認をpne税等】

前年度分までにおける申請者の世帯に係る、鏡野町税条例第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、有線テレビ使用料、保育料及び学校給食費等
*対象となる補助事業等の詳細は1月号でお知らせ致します。

お問い合わせ先

鏡野町 総務課 電話(0868)54-12111